

大津市LGBTQ支援施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 性的指向及び性自認を理由とする様々な課題に対し、基本的人権の視点から、性的指向及び性自認に関する適切な認識を深めるとともに、性の多様性を尊重し、個性を認め合う社会の実現に向けた施策を実施するに当たり、関係部局の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的にこれを推進するため、大津市LGBTQ支援施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、市長、副市長、政策調整部長、総務部長、市民部長、福祉部長、健康保険部長、産業観光部長、環境部長、都市計画部長、建設部長、公営企業管理者、教育長及び消防局長で構成する。

- 2 推進会議に議長及び副議長を置く。
- 3 議長は、市長をもって充てる。
- 4 副議長は、主管の副市長をもって充てる。

(会議)

第3条 推進会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第4条 議長は、専門の事項を調査し、及び検討するため必要があるときは、推進会議にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの組織及び運営については、議長が別に定める。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、政策調整部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。